

令和7年度 就学援助制度のお知らせ（新規）

大洗町では、小中学校に在学するお子さんのご家庭で、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難な保護者に対して、その費用の一部を援助しております。

□ 名 称

大洗町要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度



□ 目 的

経済的な理由により、毎日の学習に必要な学用品等の購入や学校行事等の参加に必要な費用の支出が困難な保護者に対し、その費用を援助し、すべての児童生徒が義務教育を等しく受けることができるようにすること。

□ 援助対象の児童生徒

要保護児童生徒	生活保護を受けている方
準要保護児童生徒	生活保護を受けている世帯に <u>準ずる程度に</u> 経済的に困窮していると認められる方

□ 援助の対象費用

要保護世帯には、修学旅行費（中学3年生）が援助されます。

準要保護世帯には、学用品費、通学用品費、学校給食費、遠足などの校外活動費、宿泊学習費、修学旅行費、オンライン学習通信費、医療費（学校保健法に定める疾病）が援助されます。また、新入学児童生徒（6月中旬までに申請した新規認定者及び継続認定者に限る）には、新入学用品費があわせて援助されます。

□ 申請方法及び必要書類（要保護者は申請不要です）

◇提出先 在学する学校に申請書等を提出し、申請してください。

◇申請時期 新規申請（4月まで遡り支給される分）は、6月中旬まで。
※6月以降も随時受け付けますが、認定月からの支給となります。

◇提出書類 ①申請書（学校からお受け取りください）
※記入漏れが無いようご注意ください

②同一世帯で収入を有する者全員の収入額を証する書類

- ・令和7年度課税（非課税）証明書
- ・児童扶養手当証書の写し
- ・その他（遺族年金証書の写し等） など

※世帯分離等により複数世帯で住居を共にしている場合でも、同一世帯とみなします。（叔父、叔母、祖父母等と別世帯であるが同居している場合など）

令和7年度の課税（非課税）証明書は、6月から役場住民課で取得できます。

- ◇注意事項
- ・ 同じ学校に兄弟・姉妹がいる場合
①申請書と②収入額を証する書類は1部で結構です。
 - ・ 複数の学校に兄弟・姉妹がいる場合
①申請書はそれぞれ必要ですが、②収入額を証する書類の一方はコピーで結構です。
 - ・ 次年度も引き続き援助を希望する場合は、1年ごとに継続申請が必要になります。
 - ・ 婚姻や、祖父母と同居することになった場合など、家庭状況に変化があった際には、再度、認定審査が必要になりますので、お手数でも学校教育課までご連絡ください。(審査の結果、認定基準を満たさなかった場合には、年度途中においても認定取り消しとなりますので、ご了承ください)

□ 認定方法

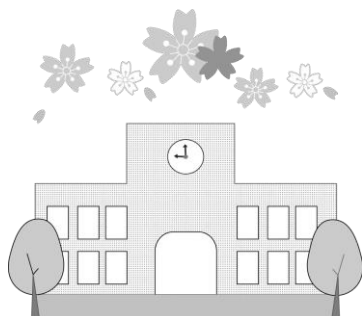
学校の所見、民生委員の所見、世帯収入状況などにより教育委員会が総合的に判断し認定・不認定を決定します。認定結果は学校を通じて通知します。

家庭状況を把握するため、申請後に民生委員が家庭訪問いたしますので、調査の際にはご協力ください。

※認定基準に該当しない場合は、認定されないこともありますので、ご了承ください。

□ 就学援助費の支給

就学援助費の支給は学校を通して行います。支給を受ける際は、必ず、学校から通知された支給日に受領するようお願いします。



◇ 問い合わせ先 ◇

大洗町教育委員会 学校教育課
電話 029-267-5111 (内線372)